

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年10月21日 08時50分ごろ
発生場所	和歌山県日高港 日高港西防波堤灯台から真方位131°430m付近 (概位 北緯33°51.7' 東経135°08.7')
事故の概要	プレジャーボート ^{いわき} 岩城丸は、離棧する際、転覆した。
事故調査の経過	平成31年1月15日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 岩城丸、0.1トン WK3-19883（漁船登録番号）、個人所有 第252-14576号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 同乗者
負傷者	軽傷 2人（船長及び同乗者）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期、水温 約23℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、塩屋西防波堤付近の棧橋に係留し、風が強くなり、波が高くなったものの、釣果があったので釣りを続けた後、船長が、係留索を外して離棧しようと船外機を後進としたところ、船尾部（乾舷約0.4m）から波が流入して海水が滞留し、船体が左舷側に傾斜して転覆した。 船長及び同乗者は、救命胴衣を着用し、転覆した本船に ^{つか} 掴まっていたところ、付近を通り掛かったプレジャーボートに救助され、救急車で病院に搬送されていずれも低体温症と診断された。
分析	本船は、棧橋に係留中、風浪が増勢する状況下、船長が釣りを続けたことから、離棧する際、船尾部から乾舷を越える波が流入して海水が滞留し、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、棧橋に係留中、風浪が増勢する状況下、船長が釣りを続けたため、離棧する際、船尾部から乾舷を越える波が流入して海水が滞留し、転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、風浪の状況に注意を払い、風浪が増勢する前に速やかに帰航すること。